

国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考
<p style="text-align: center;">国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則</p> <p style="text-align: center;">(平成16年4月1日 制定)</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>(履修科目の申告)</p> <p>第4条 学生は、あらかじめ履修しようとする授業科目を所定の期間内に、主指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。</p> <p>2 学生は、主指導教員が教育研究上有益と認めるときは、<u>他の大学院の博士課程の</u>授業科目を履修することができる。この場合、当該授業科目を開講する部局長の承認を受けた上、研究科長の承認を受けなければならない。</p> <p>(他の大学院の単位の修得)</p> <p>第5条 学則第76条の規定により他の大学院の博士課程において修得した単位がある場合は、2単位を限度として、第3条第2項に規定する選択科目に算入することができる。</p> <p>第6条～第13条 省略</p> <p>第14条 省略</p> <p>2 研究科に関する事務は、国立大学法人東京農工大学府中地区総務チームで処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略</p>	<p style="text-align: center;">国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則</p> <p style="text-align: center;">(平成16年4月1日 制定)</p> <p>第1条～第3条 省略(現行どおり)</p> <p>(履修科目の申告)</p> <p>第4条 学生は、あらかじめ履修しようとする授業科目を所定の期間内に、主指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。</p> <p>2 学生は、主指導教員が教育研究上有益と認めるときは、<u>本学の工学府、農学府、生物システム応用科学府又は学部</u>の授業科目を履修することができる。この場合、当該授業科目を開講する部局長の承認を受けた上、研究科長の承認を受けなければならない。</p> <p>(他の大学院等の単位の修得)</p> <p>第5条 学則第76条の規定により他の大学院の博士課程において修得した単位がある場合は、2単位を限度として、第3条第2項に規定する選択科目の単位数に算入することができる。</p> <p><u>2 前条第2項の規定により本学の工学府又は生物システム応用科学府の博士後期課程において修得した単位がある場合は、2単位を限度として、第3条第2項に規定する選択科目の単位数に算入することができる。</u></p> <p>第6条～第13条 省略(現行どおり)</p> <p>第14条 省略(現行どおり)</p> <p>2 研究科に関する事務は、国立大学法人東京農工大学府中地区事務部で処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略(現行どおり)</p>	

附 則 (24連教規則第1号)  
この規則は、平成24年4月1日から施行する。